

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷五十三第

行發日一月七年七和昭

## 論 叢

經濟統制の理論的根據 . . . . . 經濟學博士 作田 莊一  
 租税と公益 . . . . . 法學博士 神戶 正雄  
 政治算術附地方算法に就きて . . . . . 法學博士 財部 靜治

## 時 論

恐慌打開策としての『購買力補給案』 . . . . . 經濟學士 谷口 吉彦

## 研 究

統計比率に就いて . . . . . 經濟學士 蜷川 虎三  
 金數量説の發展に就いて . . . . . 經濟學士 松岡 孝兒  
 幕末の財政紊亂について . . . . . 經濟學士 大山敷 太郎

## 説 苑

貨幣の主觀價值について . . . . . 經濟學士 柴田 敬  
 金融機關としての預金銀行の地位 . . . . . 經濟學士 中谷 實  
 スミスの歴史學的教養と環境 . . . . . 經濟學士 竹中 靖一

## 附 録

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁 轉 載)

## 金融機關としての預金

### 銀行の地位

中 谷 實

#### 一、緒 言

自然經濟の時代はいざ知らず、苟しくも世に貨幣の用ひらるゝに至りてよりは、あらゆる經濟活動は總てその裏面に於て貨幣の移轉を伴ふものである。而も其の貨幣は、少くとも現今の社會に於ては、無秩序に發生流通するものには非ずして、一定の社會的機關によりて創造せられ、社會の各方面に供給せられるのである。

然し乍ら貨幣成生の起源に遡るならば、そは決して今日の如くに一定の機關によりて創造せられしものには非ず、又物々交換の不便を除かんが爲に人類が計畫的に創造せしものにも非ずして、一般に交換關係に立ちし諸財の間に自づと價值關係が成立し、其の中の或

ものが貨幣となりしに止まるのである<sup>1)</sup>。然るに貨幣の流通が益々盛となり来れば、自づと社會の各方面に其の過不足を見るに至り、茲に貨幣の供給及び移轉を司る可き諸種の機關が現はれ来るのである。

今日一般に金融機關と稱せらるゝ所のものは、斯の如き貨幣の供給及び移轉を取扱ふ所の諸機關を指すものにして、貨幣を以て經濟社會の血液に喩へらるゝならば、金融機關はその心臟及び血管に喩へらるゝものである。

又今日、金融機關と云はゞ直ちに銀行が思ひ出され、英米の文献に於ては、銀行と云はゞ直ちに領金銀行を指すものにして、それが金融諸機關中に於て主要なる地位を占め居るは更らに言ふを俟たないのである。

以下、金融機關の意義を述べ、次で諸種の金融機關中にて預金銀行の主要なる地位を占むる所以を覗ふ事とする。

## 二、金融機關の意義

### 金融機關としての預金銀行の地位

普通に使用される言葉は一定の觀念を表示するものと考へられるが故に、あらゆる異なる方面に之を適用するも、常に共通したる或ものが存す可きである。定義乃至は言葉の意義の説明に於ては、斯かる觀念をば完全に而も最も簡單なる言葉を以て表示するを要するのである。然るに事實に於ては、一つの言葉によりて表はさるゝ觀念内容が、其の用ひらるゝ時と所との異なるによりて、著しき變化を受くるものである。夫故に、一定の時代一定の場所に於て或る言葉の表はす所の觀念と、他の時代に他の場所に於てその同じ言葉が表はす所の觀念とを包括せる所の觀念をば、簡單なる言葉を以て表示せんとする事は頗る困難なる事柄である。勿論、同じ言葉によりて表はさるゝ觀念なるが故に、時代を異にし場所を異にするとも全然異りたる内容を有するものではなく、其等の間には一脈相通する所のあるものなれど、單に其の點を強調するのみにては、各時代各地方に於て表はさるゝ所のものゝ特徴を擧げ得ざる事となるのである。故に金融機關の意義を述ぶるに

1) K. Helfferich; Das Geld S. 3-18.

際しても、先づ、一般に金融機關なる名稱を與へられたる總ての社會的諸機關に付て、それらが古くより行ひ來りし諸種の職能を包括す可き説明を求め、更に、今日主要なる金融機關の行へる職能の特徴的なるものを求む可きである。

諸種の金融機關中最も重要なものは銀行にして、而も已にアツシリヤ、フエニキヤ等の昔に其の起源を求め得らるゝものなる故、之に關する定義乃至説明は比較的舊くより存在するも、金融機關全體に對する定義乃至説明は殆んど之を見ないのである。勿論金融 (Finanz, finance) なる言葉は、舊くローマの時代より用ひられ、貨幣及びその移轉に關する意義を有し居たるものなれど、特に金融機關なる言葉もなく、Banking facilities; banking institutions 等の言葉を代用せし有様である。事情右の如くなるが故に、歐米の先學に付て金融機關の意義を求むる事は頗る困難なれば、今暫らく之を措きて、専ら我國に於て普通に唱へらるゝ所を考察する事とする。

即ち先づ、金融とは資金の融通なりと云ふ見地より、金融機關を以て「資金の供給を業とするもの」となす見解がある。<sup>5)</sup> 茲に資金とは通貨の形態を執れる資本なる事は誰しも等しく認むる所なるも、其の資金の意味をば廣義に解するか狹義に解するかによりて、金融機關の定義、從つて金融機關なる言葉によりて表はさるゝ所の觀念内容を異にするに至るのである。即ち之を廣義に解する時には、それが如何なる方面に利用せらるゝにせよ、通貨を供給するの業務に當るものは總て金融機關となり、所謂個人の金貸業も之に含まるゝ事となるのである。然るに之を狹義に解する時には、金融とは商工業農業等の産業に對して資金を融通する場合にのみ限らるゝが故に、<sup>6)</sup> 金融機關は産業資金を供給する機關のみを指す事となる。今日一般に金融機關の中に數へられ居る總てのものを包括するが爲には、前者による説明を可とすれ共、現代の金融機關の特徴を強調せんと欲する場合には、後者によるを優れりとする。然し乍ら、其の資金を産業資金のみと解しやうが、或

2) C. Conant; Principles of Money and Banking Vol. II. p. 168.  
 3) A. Wagner, Zur Lehre von den Banken, 1853. 等  
 4) 大内兵衛氏、Finanz (Finance) と云ふことは、經濟學研究金融篇 (山崎教授還曆祝賀記念) 三九三頁以下  
 5) 牧野輝智氏金融論、一九頁 其の他  
 6) 同書、六頁七頁



授受する機關なりとも解し得るものなれど、其の限りに於ては前の定義と何ら異なる所がないのである。

即ち、金融機關を以て單に資金供給の業務に當るものとなす時には、何によりてその供給が可能なるかを明かにせず、又信用機關或は信用授受機關となす時には、その信用なる言葉に、「一定の貨幣量を給付の内容とする信用」と云ふ特殊の意味を附せざる可からざる事となる。故に若し完璧を望むならば、此の兩者を斟酌して「金融機關とは、信用に基きて通貨を供給するの業務に當るもの」と云ふ可きであらう。

即ち、金融機關が通貨を供給するのは信用に基きて之をなすのであつて、供給を受くるものに於て返済の見込の確實なるか、又は適當なる擔保を提供するを要するのである。次に供給さるゝものは一定の貨幣量なるも、貨幣と言ふ言葉を用ふる時には、單に鑄貨銀行券等の所謂現金のみを指すと誤解さるゝの虞あり、更に資金なる言葉を用ふる時には、未だ資本觀念の發達せざる時代には不適當なるが故に、茲に通貨なる言葉を

用ふるのである。最後に、供給と言ひて授受又は仲介媒介等の言葉を用ひざるは、金融機關中には、金貨業等の如くに興信業務のみを行ふものが存在するのと、苟しくも金融機關たる以上は總て通貨の供給をなせるが故である。

勿論銀行の起源を顧みるならば、希臘羅馬に於ては、單に保護預り又は兩替爲替等のみをなせる事もあれど、單に保護預りのみをなせる間は未だ眞の金融機關には非ずして、その預金の一部を他に貸出す様になつて初めて眞の金融機關となりしものである。兩替爲替等が、又或る意味に於て通貨の供給たるは明かである。以上を以て、一般に金融機關と稱せらるゝ所のものを包括し、更に各時代を通じてそれらの諸機關が行ひたる職能よりして、金融機關の意義を明かにしたのである。

然し乍ら已に前述の如く、等しき金融機關も時代の異なるによりて著しくその職能を異にするものにして、右の説明のみにては、尙未だ現時の金融機關の特徴を

10) 有名なる Fugger 以來巨大なる自己資本を各産業に供給する所の Einancier の勢力は驚く可きものがある。(F. James; The Economics of Money, Credit and Banking, p. 168).

11) C. Conant; History of Modern Banks of Issue, p. 1. Trant; Bank Administration, p. 56.

ば表はし得たるものとは云ひ得ないのである。故に之を補ふ爲には、更に現今の金融機關は主として如何なる方面に如何なる通貨を供給し居るかを明かにせねばならない。即ち現今の資本主義社會に於ては、資本は一應貨幣(即ち資金)の形態を執るものにして、而も大部分は産業資本なるが故に、一國通貨の大部分は産業資金の形態に於て供給されて居るのである。故に此の點を強調すれば、「金融機關とは、各種産業部門に對して資金(或は資本)を供給するの業務に當るもの」と言ひ得るのである。

以上二つの方面より金融機關の説明をなすに於て、初めて其の眞の意義が明かにされ得るのである。

### 三、預金銀行の本質

預金銀行は通常商業銀行として、商工業に短期の資金を供給するものなるが、其の資源をば主として公衆の預金に仰ぐ點に、其の本質が存するのである。<sup>12)</sup>

預金銀行の典型的なるものを有する英國に於て其の

金融機關としての預金銀行の地位

起源を尋ねるも、先づ金銀財寶の保管を專業とせし金匠、が其の預りたる貨幣の中幾割かを利附にて貸出たるに始まるものにして、<sup>13)</sup>爾來貸出の資源を預金に仰ぐと云ふ事が預金銀行の本質的特徴となり來れるのである。

我國に於ても之を銀行法に徴するに、その第一條に於て預金銀行の意義を規定し、

左ニ掲ぐる業務ヲ營む者ハ之ヲ銀行トス

一、預金ノ受入ト金錢ノ貸付又ハ手形ノ割引トヲ併セ爲スコト

二、爲替取引ヲ爲スコト

營業トシテ預金ノ受入ヲ爲ス者ハ之ヲ銀行ト看做ス

と述べてゐるのである。即ち、茲に言ふ銀行は預金銀行にして、與信業務と受信業務とを併せ營む可きものなる事を明かにし、<sup>14)</sup>更に預金の受入と商業上の短期資金の供給とをその本質となせる事を示してゐる。<sup>15)</sup>

只此の場合に問題となるは、今若し受信業務のみを行ふを以て銀行と見做すならば、<sup>17)</sup>そは前述の金融機關の定義と矛盾せざるやと云ふ事である。即ち、單に預金

12) A. Weber; Depositenbanken u. Spekulationsbanken S. 3.

13) W. Leaf; Banking, pp. 14-15.

14) 銀行法第一條一項一號

15) 同上第一項一號及び二項

16) 同上第一項

17) 同上第二項

の受入を行ふのみにして供給をなさざる時は、金融機關とは言ひ得ざるものにして、斯かるものをも銀行と見做す場合には、銀行にして金融機關たらざるものが生じ得る事となるのである。然し乍ら實際上は、單に預金を受入るゝのみにして之を山の如く積み置くものは無く、<sup>18)</sup> 何れかの方面に資金の供給を行へるのである。即ち一般には、大事業者が公衆より預金を受入れて之を自己の經營せる他の企業に投下する場合を指すものにして、預金の收納と之を投下する企業とが別個の企業たる場合に於て初めて銀行たり得るものである。<sup>19)</sup> 若し然らずして両者が一の企業内にて行はるゝ時には、それは金融機關とは云ひ得ざるものにして、本質上は銀行ではあり得ないのである。然るに銀行法にて之を銀行と見做せるは、その立法主旨としての預金者保護の必要上、本法の適用を受けしめる爲に一應之を銀行と見做せるものに外ならない。即ち眞實に銀行ではあり得ないのである。<sup>20)</sup>

右の如く、預金銀行は公衆より預金を受入れて之を

他に貸出すものなるが、進歩したる經濟社會、即ち支拂の大部分が鑄貨銀行券等の現金によるよりも、寧ろ預金に對して振出さる小切手によりて決濟さるゝ社會に於ては、預金銀行の特質は右に述べたる所に止まらずして、更に重要なる他の要素を加ふるに至るのである。

即ち預金通貨の供給が之にして、現實に預入れられたる預金額に限られず、銀行より積極的に貸付割引を行ひて所謂振替預金を創設し、此等の兩者に對して小切手を振出さしむるものである。<sup>21)</sup> 斯くてロドキーの如きは、預金銀行の諸職能中預金通貨の供給を以てその第一位に置き、預金の受入及び短期資金の供給に優越せしめてゐる。<sup>22)</sup> 又ジェームスの如きは、信用の擴張を以てその第一位に置き、通貨の供給及び預金の受入に優先せしめてゐるのである。<sup>23)</sup>

右を要するに、預金銀行の本質は、短期の預金を受入れて短期の經營資金を供給するの點にも存するものなれど、同時にそれは預金として受入れたる額に限定さるゝ事なく、所謂信用の造出によりて遙かに多くの

18) 小川博士、銀行法理由七二頁

19) 同上

20) 同書七一頁

21) 拙稿、銀行の信用膨脹に就て、經濟論叢三十卷六號三一卷一號

22) R. Rodkey; The Banking Process. p. 22.

23) Jamcs; ibid. p. 186. 尙cf. Holdsworth; Money & Banking p. 157.

預金通貨を供給する點に存するのである。

#### 四、預金銀行の地位

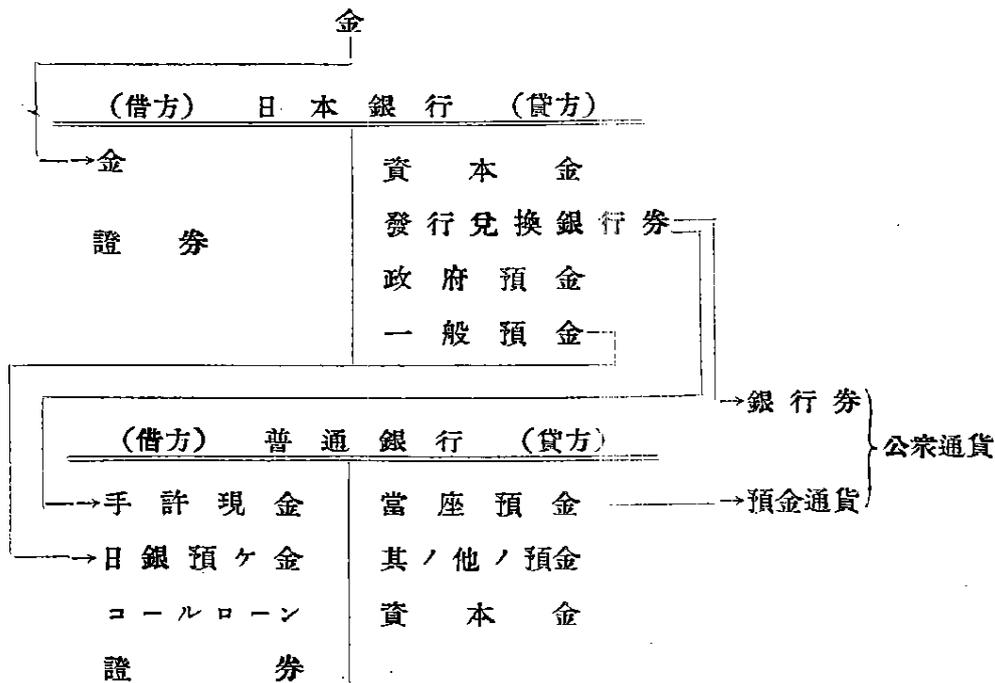
金融機關が、一般に通貨の供給を其の業務となし、特に預金銀行は預金通貨の供給をばその特質的業務となせる事は己に前述の所である。

然るに、今通貨を供給す可き諸種の金融機關を見るに、自ら之を造出するものと他の造出せしものを單に媒介するに過ぎざるものと二者に分つ事が出来るのである。小額の支拂に用ひらる可き鑄貨並びに紙幣を造り出す政府と、銀行券を發行する所の發券銀行、及び多額の支拂に用ひらる可き預金通貨を造出す所の預金銀行とは前者に屬し、他の諸種の金融機關は殆んど總て後者に屬するものである。而も金融機關を以て「信用に基く通貨供給機關」となす限りは、前者に第一次的の意義を認む可く、言はば前者を以て第一次的金融機關後者を以て第二次的金融機關と稱し得るのである。

以下専ら我國の事情に就て云ふならば、我國に於け

#### 金融機關としての預金銀行の地位

る通貨は次の系統を辿りて造り出されるのである。



(註)右圖のバランスシートは實際のものではなく、解り易き爲に簡單なる形式に改めたるものである。  
尙公衆の通貨として鑄貨の造出さるゝ系統を圖示す可きであるが、鑄貨はその金額も少く左程に重要ならざる故に之を省く。

即ち、我國は金本位制の下にあるものなれば、日本銀行のバランスシートに於ては、金の在高がその借方に位し、<sup>24)</sup>之に證券在高を加へたるだけ、即ち正貨準備發行高に加ふるに保證準備發行高(限外發行をも加つて)だけの兌換銀行券が發行され居るものにして、其の額はバランスシートの貸方に表はれるのである。而して之より出づる一線は銀行券として公衆の通貨となり、他の一線は普通銀行のバランスシートに走りてその借方に手許現金として現はれる。更に日銀バランスシートの貸方には、一般預金の項目があり、之より出づる一線は、又普通銀行のバランスシートに走りてその借方に於て日銀預ケ金となる。普通銀行に於ける手許現金と日銀預ケ金とは、所謂預金準備の第一線に立つものにして、その他のコールローン及び諸證券と共に預金勘

定を支持するものである。斯くて其の貸方項目たる當座預金勘定こそは、所謂預金通貨として支拂の決済に用ひられ、以て公衆の通貨となるものである。尙公衆の通貨となるものには、銀行券預金通貨の他に銀貨銅貨等の補助貨がある。之らは造幣局にて鑄造されるや、一旦日銀に於ける政府預金となり、更に貸付割引によりて市中に流出するものなるも、其の額小にして左程の重要性なき故に、公衆の通貨は主として銀行券及び預金通貨より成ると云ひ得るのである。即ち我國に於ては、政府及び日本銀行を除けば、獨り預金銀行のみが通貨造出の任に當るものにして、其の他の金融機關は、斯くして造り出されたる通貨をば單に媒介するに過ぎないのである。以下斯かる第二次的の金融機關若干を取りて、其の然る所以を明かにしやう。

先づ、農業銀行不動産銀行たる事を主要なる目的とする日本勸業銀行に就て見やう。同行は不動産抵當の貸付を行ふを以て主たる業務となすのであるが、<sup>25)</sup>その貸出資源は、債券の發行によりて社會より吸收せし通

24) 金貨金地金のみならず、<sup>24)</sup>是は銀にても可なれ共簡單の爲に正貨準備を金のみとした。

25) 日本勸業銀行法、一四條、一五條

貨であつて、之を再び社會に放出するに過ぎないのである。詳言すれば、日本勸業銀行法第三十四條によれば、同行は資本金四分の一以上の拂込ありたる時は、拂込金額の十五倍を限りて勸業債券を發行し得るものなれど、之に依つて同行に流入する所の通貨は、已に日本銀行の創造せる銀行券と、普通銀行の造出せる預金通貨より成るのである。而も、農工業者及び其の他の長期資金の需要者が、不動産を抵當として同行に貸出を求めたる時に、同行の貸出資源は、右の如くにして社會より吸収せし資金の額に限らるゝものにして、預金銀行に於けるが如くに、振替預金の創設を行ひてその資源を造り出すが如き事をなすを得ず、更に其の貸出し得る所の通貨の形態も亦、舊のまゝの銀行券及び預金通貨である。即ち日本勸業銀行に於ては、その貸出資金は、數量に於ても形態に於ても、最初に社會より受入れたるものと異らずして、全く資金の媒介をなすに止まるものである。勿論同行にも若干の當座預金がありて、小切手による支拂を許せるも、其の限りに於ては、同行

金融機關としての預金銀行の地位

が不動産銀行たる職分を離れて預金銀行となれるものである。

日本勸業銀行の外に、之と相似たる農工銀行<sup>26)</sup>及び日本興業銀行<sup>27)</sup>があり、更に多くの貯蓄銀行<sup>28)</sup>が存すれども、それらが單に資金の媒介機關に過ぎざる事は、已に右に述べたる所と同じである。只、朝鮮銀行<sup>29)</sup>臺灣銀行<sup>30)</sup>等の植民地銀行は、各々朝鮮臺灣に於て銀行券を發行するものなれど、此等は其の各々の地に於ける中央銀行なるが故に、茲に問題とするを要しない。尙横濱正金銀行は支那に於て銀行券を發行するの特權を有せるも、<sup>31)</sup>我國内に於ては何ら通貨の造出に與らないのである。

次に銀行以外のものを窺ふに、信託會社保險會社等は、銀行の如き與信業務を行へど、通貨の造出と云ふ點よりすれば、前述の所と等しき事が言はれ、質屋金貸業等は概ね自己資金を供給するものなれど、之とてもその資金たるや已に日本銀行及び普通銀行に於て造出されたる通貨に限られるのである。只郵便振替貯金にあ

26) 農工銀行法、六條、二六條等々參照  
 27) 日本興業銀行法九條、一二條參照  
 28) 貯蓄銀行法一條  
 29) 朝鮮銀行法一條  
 30) 臺灣銀行法八條  
 31) 明治三十九年九月一日勅令二四七號

りては、多少その趣を異にせるものにして、公衆が郵便局に預入れたる通貨は、一方に於ては大藏省預金部を通じて諸方面に供給せられ居ると同時に、他方其の貯金者間の支拂決済は、口座の振替のみによりて行はれ得るのである。故に此の點を見れば、新らしき形態の通貨を供給するものとも考へ得られるであらう。然し乍ら其の金額たるや甚だ小にして、而も斯かる振替による支拂決済は振替口座の所有者間に限らるゝが故に、茲に改めて問題とするの價値が無い。

要するに今日の社會に於ては、政府及び發券銀行を除けば、獨り預金銀行のみが通貨の造出をなし得るものにして、其の供給する所の預金通貨は、鑄貨銀行券等に比して遙かに優れたる通貨形態である。預金銀行が諸種の金融機關中に於て最も重要な地位を占むる所以の一は、將に此處に存するものと云ひ得るであらう。

(註)尙、預金銀行が諸種の金融機關中に於て特殊の地位を占むる所以は、それが商業銀行として商工業に對して經營資金を供給し、以て之を援助するの點に於ても求め得る

ものなれど、其の方面の事柄は已に度々述べられたる所なれば、此處では省略する事とする。

## 五、結 言

以上を以て私は、先づ金融機關の意義を尋ね、其の特質は時代によりて異なるものなれども、各時代を通じて一貫せる點は、「信用に基く通貨の供給」と言ふ點に在り、更に現今に於ける特質を強調する時には、「産業資金の供給」と云ふ點に求めらる可きを明かにした。次で、其の金融機關中にて預金銀行が主要なる地位を占むる所以を尋ね、金融機關をば産業補助機關と見る時にはそれが商工業の經營資金を供給する點に存するも、金融機關をば通貨(資金)の供給機關と見る時には、それが優れたる預金通貨を供給する點に存する事をば明かにしたのである。

然らば預金銀行は如何にして斯かる優れたる預金通貨を供給し得るかと考ふるに、近代の預金銀行が非常に大なる信用を有するに基ける事は明かなれど、それが

商業銀行として商取引の決済に當りし事も亦、大なる影響を與へ居るものである。即ち預金銀行は、商取引の決済の爲に商業銀行として成長せしが故に、短期の預金を受入れて經營資金を供給し得たるものであり、従つて要求拂の預金をも設定し得たのである。而して、信用大なる者の要求拂の債務が、一種の貨幣となり得るは自ら明かなる所にして、銀行券の貨幣たる所以と全く相等しいのである。

斯くて、預金銀行をして金融機關中にて特に主要なる地位を占めしむる所の二つの理由、即ちそれが預金通貨を造出すると云ふ事と、商工業に對して其の經營資金を供給すると云ふ事とは、互に不可離の關係に立つものである。